

静岡県告示第666号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次の者を指定した。

平成29年9月12日

静岡県知事 川勝平太

診断する身体障害の種類	診療科目	医師氏名	勤務する病院、診療所	左の所在地	指定年月日
・視覚障害	眼科	ゴトウ ノリモト 後藤 謙元	富士宮ごとう眼科	富士宮市西町 28-16	平成29年 9月4日
・聴覚又は平衡機能障害 ・音声機能，言語機能又はそ しゃく機能障 害	耳鼻いんこ う科	タケヤマ マサタカ 竹山 昌孝	沼津市立病院	沼津市東椎路字春ノ 木 550	平成29年 9月4日
・肢体不自由	整形外科	フジワラ シュウスケ 藤原 秀輔	国際医療福祉大学 熱海病院	熱海市東海岸町 13-1	平成29年 9月4日
・肢体不自由	整形外科	イノウエ カオル 井上 馨	共立蒲原総合病院	富士市中之郷 2500- 1	平成29年 9月4日
・じん臓機能障 害	腎臓内科	フジタ ユタカ 藤田 豊	掛川市・袋井市病 院企業団立中東遠 総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池 1- 1	平成29年 9月4日
・肝臓機能障害	消化器内科	サエキ チサト 佐伯 千里	富士市立中央病院	富士市高島町 50	平成29年 9月4日